

# 警備会社と セキュリティビジネス

総合警備保障株式会社 代表取締役副社長(元東京大学客員教授)

青山 幸恭

今日はビジネスの観点から見た生活安全産業としての警備業、さらには広い意味でのセキュリティビジネスについてお話ししたいと思います。

安心・安全という従来はまず『防犯』を想像されたと思いますが、3.11東日本大震災、原発事故を契機に今はむしろ、『防災』に力点が置かれているのではないかと思います。

たまたま本講義のアウトラインを考えているときに、昨年12月、関西大学社会安全学部の新井先生の『津波災害』という本が岩波新書で出版されました。今や書店の店頭には災害関係の本が山積みになっています。

災害対策を含めた我が国のセキュリ

ティビジネスがどう変わっていくのか、政府、自治体、企業、個人の対応がどうなっていくのか、その中で私ども警備会社は、どのようなセキュリティサービスを提供すべきなのかを、私見を交え展望したいと思います。

## 警備業とは

### (1) 警備業と『官』と『民』

まずはセキュリティビジネスである警備業のいくつかの場面についてご紹介いたします。(図01)

右側の制服を着ている写真ですが、これはビルや工場、空港等で見られる姿です。常駐警備といいます。

## ①機械警備・警備輸送・常駐警備の3つの標準パターン

### 機械警備



### 警備輸送



### 常駐警備



(図01) 警備業とは①

次に中央の写真です。現金等貴重品を輸送しています。丸腰ではありません。警戒棒という護身用具を持っております。核燃料を運ぶ車両の警備もありますが、これはいずれも、特別な資格を取得する必要のある仕事です。

そして、左側の写真ですが、当社ではガードセンターと呼んでいる機械警備の監視センターです。機械警備とは、事務所や家に警報機器を設置し、侵入者を感知すると、このセンターに情報が入ります。そして、お客様の最寄りに待機しております当社の警備員に指示を出して、警備員が現地に急行し、必要な対応をします。犯人を確保する場合がありますが、本来の役割は被害の拡大防止であり、効果として侵入抑止効果があります。

写真にはありませんが、この他に雑踏警備、交通誘導、要人警備等もあります。これが今の警備の基本的なシステムです。

次に、3.11後の当社警備員の姿をご覧ください。(図02)震災直後、お客様のところへ当社の警備員がかけつけると、左側や、中央の写真のような状態になっ

ていましたので、その状態をお客様へご報告し、指示を仰ぎました。また、福島原発避難区域においては、右側の写真にあるとおり、当社の警備員は防護服を着て、銀行のATMが荒らされていないかを確認したり、ATMの中に残っている現金回収を行いました。

続きまして、警備業とPFI事業についてお話いたします。そもそもPFI事業とは、1980年代のアメリカやイギリス、レーガン・サッチャー時代に、いわゆるプライベートイゼーション（民営化）の一環として行われたものです。日本の場合は、1980年代のJT、NTT、JRの民営化の流れが、90年代、2000年代に加速されました。

警備業は、犯罪者矯正施設のPFI事業に参入しています。刑務所の職員が2万人に対し、収容者数が7万人へと膨らみ、官だけでの対応が厳しくなってきました。そこで法改正を行い、『社会復帰促進センター』へのPFI導入が可能となり、業務の一部をアウトソーシングする流れになり、私ども警備会社がそこへ参入した訳

## ②原発避難地域のATM回収と現金精査⇒警備業の進化



(図02) 警備業とは②

です。警備会社の具体的な業務は、収容者の監視などであり、公権力の行使以外の部分を補完しています。

ちなみに、私どもが島根県浜田市の社会復帰促進センター等2箇所を、セコムが他2箇所を請け負っています。

官・民の共通点と相違点を（図03）にまとめました。この表にある官・公と民との境目にあるものを追求していくことが、これからのビジネスソリューションであり、震災の復興においても必要であると思います。まず官・公の目的は、もちろん「国民の安全を守る」ということです。そして法令順守も当然厳格に行わなければなりませんし、そのときの責任は透明性・予見可能性・説明責任ということになります。無駄があってははいけません。

民の役割は何かといえますと、警備業においては、まず目的は顧客の安心・安全を守ること、そして警備業法の順守が求められます。利益追求体である企業としては、法令順守は市場・警備業法ルールに基づくことが必要であり、また企業責任としてCSR、コーポレートガバナ

ス、開示責任があります。

## （2）警備業のあゆみ

次に警備業のビジネスがこれまでどう歩んできたかを、お伝えしたいと思います。1962年にセコムが創立され、その3年後に私ども ALSOK 総合警備保障株式会社が誕生いたしました。セコムが東京オリンピックの選手村の警備を行ったことで、警備の存在が一躍世間に広まりました。また、TVドラマの「ザ・ガードマン」や大阪万博等が警備業のさらなる認知度向上と成長のきっかけとなりました。

反面、昭和40年代は大学紛争や企業の労使紛争が活発化しており、企業の労使紛争の場面において警備会社が利用されるようになりました。そこに目に余る活動をする警備業者も増えてきたことから、これらを規制するため昭和47年に警備業法が制定されました。「警備業務とは、他人の需要に応じて行う業務、事故の発生を警戒し、防止する業務である。」と定義し、行う業務を1号から4号までの区分に分けました。

### ⑥安心・安全をめぐる官と民の共通点と相違点

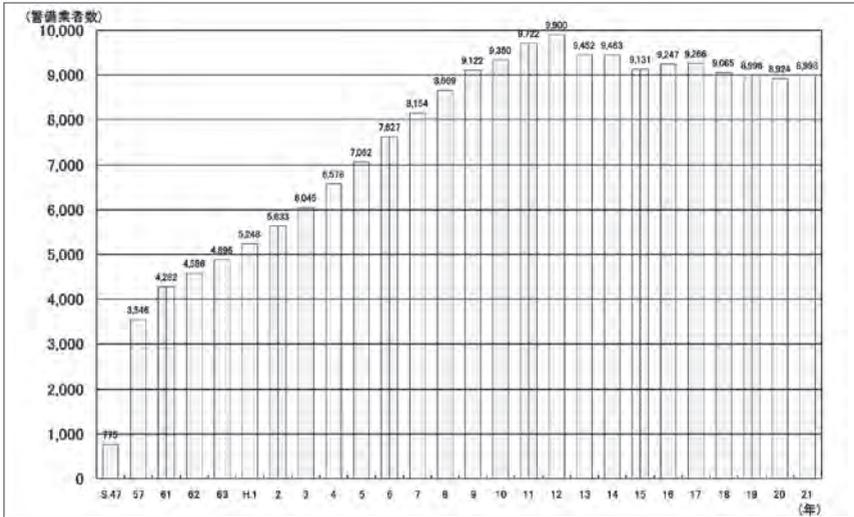
	官・公	民
目的	国民・県民・市民の 安心・安全を守る。	顧客の安心・安全を守る。 (契約の範囲)
法令 順守	法令の執行機関 (公権力の行使) としての法令順守	私企業(利益追求主体)としての 市場・業法ルールに基づく法令順守
責任等	・透明性、予見可能性、 ・説明責任 ⇒国民・県民・市民 ・コスト最小限	CSR(企業の社会的責任、 ステークホルダーへの責任)、 コーポレート・ガバナンスと開示義務

(図03)

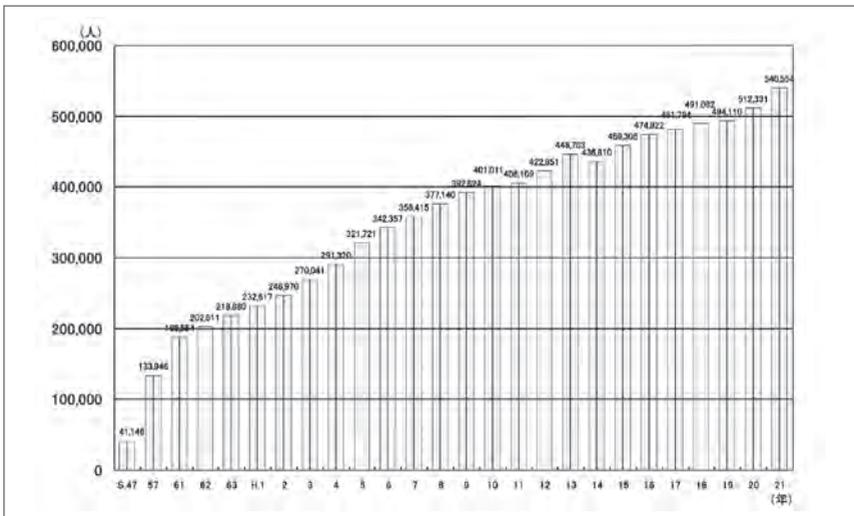
1号業務は施設警備です。2号業務が交通誘導、雑踏警備、これは道路工事や年末年始の神社等の警備業務です。3号業務は貴重品輸送といい、現金を運ぶ業務などを行っています。最後に4号業務は身辺警護と分類されています。

この警備業法は、警察庁が所管してい

まして、警備業には都道府県公安委員会による認定制という参入規制があります。警備員の要件や業務に使用する制服についても制限したり、警備員の教育も厳格に義務化するなどの規制がかかっています。



(図04) 警備業者数の推移



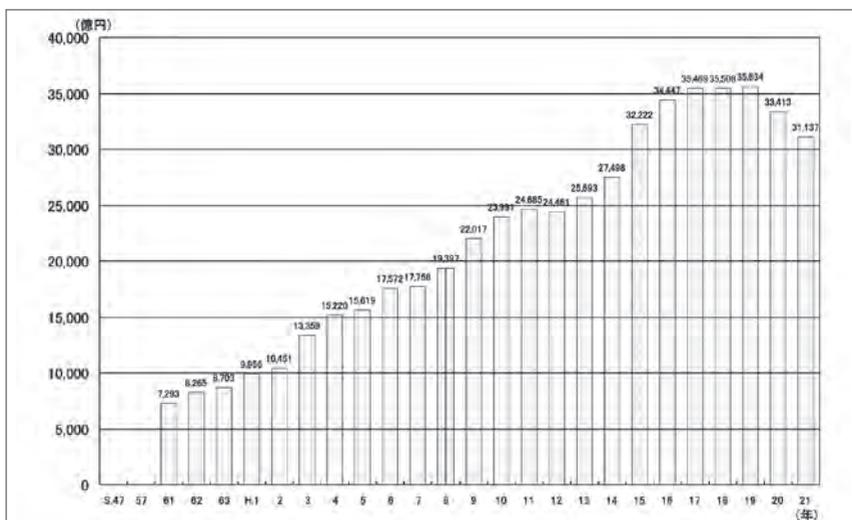
(図05) 警備員の推移

次に警備業界についてお話しします。

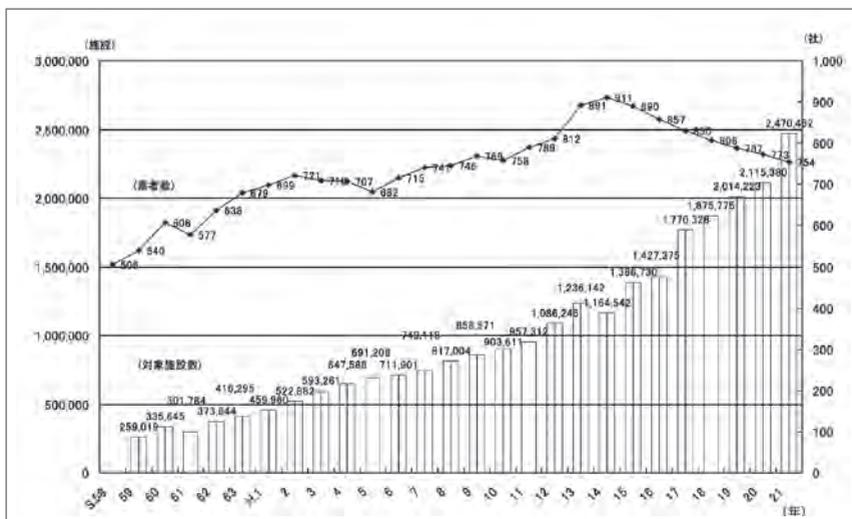
全国の警備業者数は、約9,000社あります。さきほど警備会社は認定制による参入規制があるとお話ししましたが、実際には必ずしも高い障壁ではありません。警備会社は右肩上がりが増えてきていましたが、平成12年をピークに平成13年

以降は減少傾向にあります。

次に警備員の人数は、約54万人になります。ここでも参入が比較的容易だということをお話していますね。ところが売上高です。これを見ますと、平成15年で3兆円台に突入し、ピーク時は3兆5,000億円を超えましたが、現在は3兆1,000



(図06) 売上高の推移



(図07) 機械警備業者数／対象施設数

億円とやや縮小傾向にあります。経済全体のデフレの影響を警備業界も受けているという事です。これは企業として、最大の悩みの一つです。経費をかけて、良質な人材を確保し教育をしなければ、より良いサービスの提供は出来ませんが、逆に売上は伸びません。また、機械警備についても、対象施設は増えているのですが、売上高としては必ずしも増加しないというのが、今抱えている経営課題の一つです。それらを端的に表したものが(図04～07)の資料です。

### (3) 今後の展開

今後の警備業がどう展開していくのか考えてまいりましょう。まず需要の拡大と傾向については、B to Bでも新しい分野が考えられますが、リテール市場である個人市場、B to Cが今後の大きな成長エンジンになると思います。

次に、公的施設の管理は警備会社を含めて民間委託化され、PFIの流れが加速するのではないかと考えられます。ただ、注意しなければならないのは、入札という形態であるために、安かろう悪かろうという問題も出てくる可能性があります。

また、バブル崩壊以降、失われた10年または20年といわれており、多くの業種で合理化が進められました。中でも、警備導入先が最も多い業種である金融機関については、コスト削減策の一つとして、行員で行っていた業務を警備会社にアウトソーシングする流れが加速化されています。

警備業の今後の展開については、国が警備業をどういう位置づけにしているかということが、非常に大切です。警察白書の中でどのようにうたわれているかというと、「国民の自主防犯活動を補完または代行する警備業や防犯設備は、犯罪に強い社会を構築するにあたり大きな役割を担う」とあります。また「警備業を、警察が立案する犯罪対策体系の中に積極

的に位置づけていくことも検討課題の一つである」とも書かれています。さらに「適切な警備業者を選択できるようにするための環境整備をしていく」とあります。加えて、犯罪対策閣僚会議の中では、「生活安全産業としての警備業の育成と活用」という言葉が出ています。警察が産業育成という言葉を使うことは滅多に無いのですが、あえてこのような言葉を使ったようです。

### (4) 海外の警備業

次に海外の警備業について見ていくことにしましょう。世界で一番大きな会社はG4Sというイギリスの会社で、売上が1兆円ぐらいあります。従業員数62万人、世界110カ国以上で展開する世界最大の警備会社です。事業内容としては、刑務所の運営をやったり、軍の基地警備まで請け負ったりしています。基本は常駐警備であります。ここでもなるほどと感じるのは、イギリスは英語を武器に世界を制覇している点です。したがってインドやアフリカの大使館や大使公邸の警備はこのG4Sがやっています。私も先日インドに行きましたが、ここでも手広くやっています。その他、金融機関や港湾、空港など大規模施設を中心にサービス提供を行っているようです。

2番手はSecuritasという会社、これはスウェーデンの会社です。従業員26万人、こちらも常駐警備が中心です。

3番手はセコム。機械警備を行うセキュリティ事業は連結売上上の63%を占めています。

4番手はADT、これはアメリカのコングロマリットでありまして、ここはTyco Internationalのセキュリティ部門です。ここは警報機器の設置、メンテナンスを行っています。

その次がUTC Fire & Security、ここはアメリカのUTCのセキュリティ部門であります。消火設備等を扱っている会社

です。ALSOKは6位。あとはスペインのPROSEGUR、アメリカの警備輸送専門の会社であるBrink'sとなっています。ヨーロッパ、アメリカの企業がまだまだ強いものの、今後の業務拡大に伴い、どのような地域に展開していくかが、キーポイントになります。

## 防犯の世界

### (1) 犯罪情勢の変化

次に、刑法犯認知件数についてですが、平成14年が約285万件とピークでした。その後だんだんと減ってきています。平成21年に刑法犯として警察が認知した件数が約170万件あります。被害者が3万3,076人、亡くなった方が1,054人おられます。被害額は1,824億円ありました。これらはいずれも減ってはきていますが、依然として危険な状況といえます。街頭犯罪においてもひったくりが1万9,036件、自動車窃盗が2万5,815件であります。侵入犯罪については、侵入強盗が1,892件ということで減少から一転、増加傾向にあり、コンビニ強盗も増加傾向にあります。侵入盗は14万8,488件でこれは減少傾向です。侵入犯罪が減少したことには、様々な要因が考えられますが、少なくとも機械警備の警備件数の増加の反映でもあると考えています。

次に振り込め詐欺です。これは警視庁をはじめ、官民等での取り組みがなされています。このため減ってはきていますが、未だ7,000件以上、被害額は96億円といった状況です。

### (2) 子供、女性、お年寄りの安全対策と街づくり

次に、身近な安全ということで、地域社会との連携による安心・安全な街づくりがあげられます。ハード面、ソフト面、教育面等、これらは全てお役所の仕事という訳ではありません。例えばマンショ

ンがどのように安全な設計になっているか、地震に対してだけでなく、犯罪に対してどんな設計になっているか。そういう意味でいいますと、防犯環境設計や再開発事業における安心・安全な街づくりが必要になってきます。

機器のハード面では、子供や女性向けのGPS端末の開発や、お年寄り向けサービスについては、これは健康管理、安否所在確認等をどうするか議論になります。

企業でも家庭でも防犯に関するコンサル業務が求められて来ており、当社も行っております。当社はCSRの観点から小学校で「あんしん教室」という防犯授業を、全国700校10万人を対象に行っています。

防犯業界は、各方面から市場への参入アプローチがなされます。防犯に関する建材などの工学的研究、割れにくいガラスを造るとか、窓ガラス面に設置する弊社のALSOKロックのような防犯グッズ等も開発しています。

### (3) 情報セキュリティと防犯設備

情報セキュリティについては、サイバーテロをどうやって防ぐか、企業情報の漏洩をどうやって防ぐかという問題も正に私どもの重要な仕事になっております。

セキュリティマーケットはとても広範囲です。例えば、防犯カメラ等機器の類です。この辺りは競争が激しく、その競争によりまた新製品が生まれてきています。各社のアプローチの仕方は違います。我々は警備業（サービス業）からのアプローチ、一方はメーカー（ものづくり）からのアプローチです。

### (4) テロ対策

次に、米国の2001.9.11テロ後のテロ対策についてです。9.11以降世界は大きく変わりました。この流れが今も続くテロ対策の基本になっています。もう10年目に入っていますね。このテロ対策は

治安当局、運輸事業者、警備会社等、国際物流を取り巻くサプライチェーン関係者の協働作業となっています。当初の目的は、米国へのインバウンドのテロ対策、NBCテロ、ハイジャック対策です。9.11のテロは民間航空機をテロの手段として使った初めての事件だった訳ですが、米国にとって、最も怖かったのは核、バイオ、科学兵器を使ったNBCテロだったということです。そのテロ対策として、資金移動を制限するなど、いろいろな対策をしました。この中で、航空・港湾の対策。例えば、空港だけでなく、港湾地区にも制限区域を設け、フェンスを造るなど、いろいろな対策を行いました。こういった対策にも警備業者は深く関わりました。

このときの動きは二つありまして、米国主導のものとして、コンテナセキュリティイニシアティブ、輸出国が輸出貨物を適正に検査しているかどうか見るために、米国の職員を派遣するものです。24時間ルールは貨物を米国向けに積み出す24時間前に詳細な情報を米国当局に出しなさいというものでした。また、C-TPATという輸出入業者と米国税関が官民一体になって、テロ対策をやりましょうというものもあります。いずれもアメリカン国によるイニシアティブです。

それに対してマルチのイニシアティブは、各国共通で輸出側・輸入側がそれぞれ双方にオーソライズしようという議論であります。例えば、WCO（世界税関機構）が採択したAEO制度とは、セキュリティとコンプライアンスの優れた事業者を税関が承認し、通関業務の簡素化等のベネフィットを与えるものです。また、ISO28000という、国際標準化機構によって定められた国際間のサプライチェーンにかかわる企業や組織を対象としたセキュリティマネジメント規格ができました。

このような制度が導入された場合に企

業はどう対処するかという問題に直面し、警備会社も役割を分担することになります。

#### (5) 企業の国外リスク管理

次に、企業の国外における危機管理について触れておきたいと思います。

インテリジェンスの重要性についてや、企業の国際活動におけるリスク管理の重要性については、海外で情報が盗まれる、あるいはハッカーに侵入されるとか、あるいは物が無くなるとか、このようなリスク管理が必要になるのは当然です。昨今では、マネーロンダリング犯罪や、国際間の税務リスク、独禁法関係等、各国でもかなり厳しい課徴金制度を作っており、この対策も必要になってきています。

## 防災・事故の世界 —企業リスクとBCP— (事業継続計画)

#### (1) 東日本大震災

次は防災についてです。防災といっても自然災害、とりわけ地震は防げません。災害は忘れたころにやってくると思いますが、備えあれば憂いなし。減災は出来ます。

ちょうど1ヶ月前になりますが、私も仕事の関係で福島、仙台そして岩手に行っていました。釜石の北にある鶴住居、大槌町に行ったんですが、山のおもとに碑が建っているんですね。その碑は、過去津波がそこまで来たことを示す碑です。今回もそのすぐ下まで津波被害がありました。災害が発生した時にいかに被害を少なくするか、それはいかにリスクを想定できるか、それといかに訓練するかです。特に今回は、869年の大津波を想定するかどうかは別として、過去の大地震、大津波を忘れないことが大事です。BCPも大切ですが、災害発生時に

おける危機管理ということで、地震警報と安否確認、避難勧告と直後のクライシスマネジメントが大切です。そんな中で私ども警備会社としては、お客様の現金を回収したり、警備をどうするのかという問題をいかに解決するかが重要です。そして復旧、復興ですね。早くこのような段階になればと願うばかりです。

原発と警備業についてですが、福島的第一原発、第二原発は私どもで警備をしていました。第一原発は撤退しておりますが、第二原発については、安全に止まっていますので、今も警備を提供しています。原発警備の目的はテロ等不測の事態に備えることです。

## (2) 感染症

次に感染症関係ということで、みなさんもう忘れていたかもしれませんが、BSE・SARS・鳥インフルエンザ等いろいろな感染症問題がありました。感染症問題とBCP（事業継続計画）の関係は、今後の大きな問題になってくると思われます。これについては、尾身先生の講義で触れていただきます。

## (3) 食の安全

食の安全については言うまでもありませんが、法の規制と具体的な検査手法が一番重要です。これは例えば、中国産の餃子が問題になった時がありました。全ての物を検査する訳にはいかない。検査所があるんですが、あくまでサンプルを検査しています。やはり食の安全については各事業者さんが対応することになります。私どもとしても、入退室やカメラのサービスを含めて、あるいは温度管理のサービスも含めてお手伝いをさせていただきます。

## (4) 環境対策

次は環境の話です。これも水・大気・土壌汚染、特にダイオキシンの問題や、

放射能をどうするかという問題も出てきております。この監視の部分をすべて官でやるのは無理です。民間に委ねる部分が出てきます。そういう意味では、環境ビジネスの中の測定ビジネスが現に存在しますし、不法投棄、自然環境監視、3R事業といった中での監視ビジネスも出てくるでしょうね。一時期、千葉県で不法投棄が多かった際に、当社がカメラを設置して、怪しいダンプを見張った例もありました。ダイオキシン、環境ホルモンなどについても、各事業者で個々に対応することになりますが、我々警備業者も関わる分野がありうと思います。

## 安心・安全の原点と「安全学」「安全工学」

### (1) 安心・安全の考え方

次は安心・安全の専門性と一般性についてですが、ここは少し整理をしながらお話ししたいと思います。専門性分野別の客観基準と一般性で、それぞれが安全かという議論です。

専門性の部分で、一定の基準を満たすかということ、建築基準でどうなんだ、耐震構造でどうなんだ、原子力でどうなんだ、鉄道ではどうなんだという議論になりますね。このような個別な、専門的な安全性と、私どもは一歩手前の一般的な人間行動や心理の特性に基づく安全性について関わっています。防犯なり防災のいわば入口の部分、私ども警備会社が提供する場合がありますし、プラスそこから新しいビジネスも生まれてくる流れになります。

このように整理をした上で、新たな個別のビジネスの可能性を探っていきます。お客様のニーズは多種多様であり、新たな事態の変化に対応して、今まで私どもが取り組んでいなかった部分が発生してきます。

災害対策やBCPはソフト面での議論を

いっているのですが、地震、津波、高潮対策といった、ハード面、ソフト面でいったいどう対応していけば良いのかという議論。企業、個人は、国、自治体、地域といった部分でどう対応するか。それをどうやって我々がお手伝いするか、という議論になります。BCPとなりますと、これはリスクシナリオをいくつか用意した上で、訓練を展開、とにかくやってみる。天災などは発生を抑えることは出来ないのです。しかし、初期対応から復旧、復興という段階をどのように考えていくかが問題です。いずれにしても、天災を含め不確実な世界にどう対応していくかという段階に私たちはいるのかなと思います。もちろん我々警備業にとってもそうですし、一般企業にとっても個人、家庭にとっても、このようなBCPの部分にどう対応するかが大変重要な部分になってくるといえることができます。

## (2) 『安心』と『安全』

ここで改めて、『安心』と『安全』という言葉の意味を少し考えてみようと思います。『安心』は大丈夫と感じている心の状態、『安全』は危険(リスク)の少ない現実の状態といえることができます。リスクを認知する研究が大切です。災害・テロ・事故など予測のできない事態に対して、人間の行動はどうだろう、ヒューマンエラーって何だろう、という部分が大事になります。電車に乗るのに大丈夫かなと心配して乗る人っていないですよね?エレベーターも然り。しかし、事故の可能性はある訳です。

さらに、安全学というものについて触れていきます。村上陽一郎先生の「安全学」(1998年)。安全工学ではなく、安全学、前述の安全と安心を両方合わせたようなものです。安全学の構築についての報告が、日本学術会議報告平成12年「安全学の構築に向けて」でなされました。これ

を見てみますと、11年前ですが、いろいろ入っているんですね。トンネル、原子力施設、自動車、航空機、通信ネット、葉害、環境汚染、戦争内乱等政治リスク、倒産等経済的リスクと、このような部分について、事故原因として、大システムの一部分の事故が全体に大きな影響を与える、あるいは品質より量、納期優先、あるいは保守補修作業が事故の原因だと、1985年のJAL123便墜落事故を思い出します。

そして、新しい物を作れば新しい事故へとつながります。これに対して「安全学」として、提言が11項目あります。①安全重視の経営、②安全管理の推進、③持続の難しさ、④安全管理者の責任、⑤責任の取り方、⑥保全・補修技術に重点、⑦安全設計と弱点、⑧事故に学ぶ、⑨技術者倫理、⑩規制のあり方、⑪安全教育といった議論ですね。こういった部分を考えていくと、今後の広い意味でのセキュリティビジネスを見ることが出来ます。

## まとめ

まとめとして、『安心・安全概念の拡大と警備業の新たな展開』についてお話しします。まずは、ステークホルダーの範囲です。もう既にお分かりかと思いますが、公共分野もある、地域もある、これに国際性も出てくるということで、ポジティブに考えると、警備業から見たセキュリティの分野は無限の広がりを見せています。例えば、金融領域アウトソーシングの拡大、そしてPFI管理委託の拡大ですね。次に情報セキュリティ、そして医療、介護分野です。あと損保との連携というものもあります。今後、その業界とどのように連携をしていくかが重要です。

また、技術力の展開であります。今の一連の流れは、産官学の協働ということでもあります。そして今、企業が様々な

場所で勉強会を行っています。そのような流れの中で、技術の広がりは無限であります。センサー・通信機器、認証技術や、ICT技術の融合、監視カメラなど、今もどんどん進化しています。

このような中で、国内外の領域拡大の動きが加速化して、異業種との協働などが益々盛んになってきます。そして、国際連携についても、アライアンスや標準化の議論、という流れが次々に出てくると思います。

最後に、当社の企業倫理について触れておきます。当社は、『ありがとうの心』と『武士の精神』という、47年前の会社創立時の創業者の教えを今でも社員に教育しております。私がいつも社員にしておりますのは、ありがとうには3つあるということですので、一つは「警備の仕事に対してありがとう」、そして「お客様に対してありがとう」、最後に「社員のみんなにありがとう」ということあります。当社はこの3つの「ありがとうの心」と、強く、正しく、温かい「武士の精神」で今後も事業に取り組んでいきます。